新潟市西区 通学路交通安全プログラム

~通学路の安全確保に関する取組の方針~

平成 26 年 6 月

平成 29 年 2 月改訂

平成31年3月改訂

西区通学路交通安全推進会議

1. プログラムの目的

平成24年,全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから, 平成24年8月に各小学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施し, 必要な対策内容についても関係機関で協議してきました。

引き続き通学路の交通安全確保に向けた取組を行うため、このたび、関係機関の連携 体制を構築し、「新潟市西区 通学路交通安全プログラム」を策定しました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の交通安全確保を図っていきます。

2. 通学路交通安全推進会議の設置

関係機関の連携を図るため、以下の組織から構成する「通学路交通安全推進会議」を 設置しました。本プログラムは、この会議で議論し、策定しました。

- ・新潟市教育委員会 西区教育支援センター
- 新潟西警察署

• 新潟市西区役所総務課

· 新潟市西区役所建設課

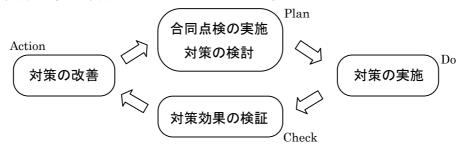
3. 取組方針

(1)基本的な考え方

継続的に通学路の交通安全を確保するため、緊急合同点検後も合同点検を継続すると ともに、対策実施後の効果検証も行い、必要に応じて対策の改善を行います。

これらの取組を PDCA サイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。

[通学路交通安全確保のための PDCA サイクル]



(2) 定期的な合同点検

〇合同点検の実施

・区内の小学校を、3つのグループ(A 又は B 又は C グループ。付記 1 参照)に分け、 西区教育支援センター、西区建設課、西区総務課、西警察署が連携し、学校担当者 の意見を聞きながら、A グループから順に年1回合同点検を実施します。

- ◎合同点検の実施にあたり、地域の交通安全推進協議会、交通安全協会等の関係機関・団体、及び自治・町内会長等との意見交換の機会を通じて、校区の通学路の交通安全について現状を把握している各小学校と情報の共有化を図ることとします。
- ・合同点検の実施時期は、夏期とし、効率的・効果的に行うため、通学路交通安全推 進会議において、重点課題を設定します。
- ・緊急的かつ最優先で安全対策を行う必要がある危険箇所については、実施対象校で なくとも合同点検を実施します。また、これまでの対策の進捗状況によって、合同 点検を実施しないこともあります。

〇合同点検の体制

・学校,西区教育支援センター,西区建設課,西区総務課,西警察署,地域住民(コミュニティ協議会・校区交通安全推進協議会・PTA・自治会)等が参加する合同点検を行います。

(3)対策の検討

・合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、箇所ごとに、歩道整備 や防護柵設置のようなハード対策や交通規制や交通安全教育のようなソフト対策な ど対策必要箇所に応じて具体的な実施メニューを検討します。

(4)対策の実施

・対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう、関係者間で連携を図ります。

(5)対策効果の検証

・対策の効果を検証するため、通学路交通安全推進会議を開催し、その後の必要な対策を進めることとします。

対策効果検証の例

- ・地域住民(児童生徒)へのアンケート,ヒアリング
- ・対策済み箇所の小学校への意見照会 など

(6)対策の改善

・対策実施後も、合同点検や効果検証の結果を踏まえて、対策内容の改善を図ります。

4. 箇所図, 箇所一覧表の作成

・小学校ごとの点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために小学校ごとの「対策箇所図」及び「対策一覧表」を作成し、公表します。

5. 合同点検のフロー

・「危険箇所の合同点検フロー(付記2参照)」に基づき確実に実施します。

【付記1】 合同点検グループ

	小学校名	l	Aグループ	Bグループ	Cグループ
小	Ž J	針	0		_
新	j	通	_	0	_
内	Ē	野	0		_
木	ļ	山	0	1	_
赤	Ţ	塚	0		_
小	ì	瀬	_		0
笠	-	木	_		0
青	ļ	山	0	1	_
真	7	砂	0		_
五.	+ 5	嵐	_	0	_
坂	井	輪	_	0	_
坂	井	東	_	_	0
西	内	野	_		0
東	青	Щ	_	_	0
大	Ē	野	_	0	_
黒	埼	南		0	_
山	ŀ	田			0
立	1	仏			0
新	通っぱ	さ	_	0	

【付記2】 通学路の危険箇所の合同点検フロー

